

「もったいない」から「ありがとう」に フードドライブで食品ロスを削減しませんか

問い合わせ／環境課廃棄物・リサイクル担当（内線3128）

ご家庭で余っている食品を指定日時に下記の受付場所へお持ちください。いただいた食品は、社会福祉協議会を通じて生活困窮者や子ども食堂等にお届けします。



受付日時／毎月第1月曜日（閉庁日の場合は翌開庁日）

8時30分～17時15分

受付場所／環境課・吹上支所地域グループ・川里支所地域グループ

対象食品／未開封で常温保存ができる食品かつ消費・賞味期限の記載があり、その期限が1か月以上あるもの（具体例は次のとおり）

【具体例】

米類…白米、アルファ化米、パック米 レトルト食品…カレー、スープ、パスタソース

缶詰…乾パン、クラッカー、ツナフレーク、鯖缶、フルーツ缶

インスタント食品…ラーメン、味噌汁 調味料…油、醤油、砂糖

乾物…乾麺、カップ麺、焼きのり その他…ふりかけ類、お菓子

※生鮮食品・生ものは衛生上の観点より受け付けていません



パスポート手続きの一部が変更になります

問い合わせ／鴻巣市パスポートセンター（☎577-3948）

3月27日から、旅券法令改正によりパスポートの発給申請等の手続きの一部が変更になります。

（1）パスポートの電子申請が始まります

マイナンバーカードとお持ちのパソコンやスマートフォンにより、パスポートの一部手続きが、国のマイナポータルから電子申請で可能となります。電子申請による手続きでは、窓口にお越しいただく回数、原則としてパスポートを受け取る際の1回のみとなります。引き続き、紙による手続きも可能です。

鴻巣市パスポートセンターでは、次の場合に電子申請でパスポートの更新ができます

対 象／以下のすべてに当てはまる日本国籍をお持ちの方

○鴻巣市に住民票がある ○マイナンバーカードを持っている

可能手続／・残存有効期間が1年未満となった場合

・査証欄（ビザページ）の余白が見開き3ページ以下になった場合

注 意／申請内容の確認及び不備の訂正依頼はマイナポータルを通して行うため、訂正等に要した日数分交付日が遅くなります。日程には十分余裕をもって申請してください。また、電子申請を取り下げる際は、直接窓口にお越しいただく必要があります。

そ の 他／電子申請の受付は、鴻巣市パスポートセンターのほか、県パスポートセンター（大宮、川越支所、春日部支所）でも行います。受付窓口により、電子申請できる手続きが異なりますのでご注意ください。

（2）戸籍謄本の提出が必要になります

パスポートの手続きで戸籍が必要な場合、これまで戸籍謄本又は抄本のいずれかの提出を受けていましたが、今後は、戸籍謄本のみとなります。

（3）申請書が変わります

申請書の様式が変更されます。3月27日以降、古い様式の申請書は使用できません。

（4）査証欄（ビザページ）の増補ができなくなります

査証欄に余白がなくなった場合は、発給申請が必要となります。

（5）発行手数料が増額となる場合があります

パスポートを申請したが6か月以内に受領せずに失効した場合、失効後5年以内に新たに申請する際は、手数料が通常よりも高くなります。



詳細は市HP（右のQRコード）よりご確認ください。

